

平成28年第4回定例市議会追加提出議案

(予算案を除く。)

(12月9日提出)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(議 案) 7 2	一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	1

このほかの提出議案

議案番号

- 7 3 平成 2 8 年度藤井寺市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 7 4 平成 2 8 年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 7 5 平成 2 8 年度藤井寺市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 7 6 平成 2 8 年度藤井寺市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について
- 7 7 平成 2 8 年度藤井寺市病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 7 8 平成 2 8 年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

議案第 72 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 9 日提出

藤井寺市長 國下 和男

提案理由

国においては、平成 28 年 8 月 8 日付けの人事院勧告を受け、平成 28 年 11 月 24 日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 80 号）を公布した。本市においても、本勧告及び近隣都市における均衡や情勢に鑑み、一般職の職員等の給料月額、初任給調整手当、勤勉手当及び扶養手当並びに特定任期付職員の給料月額及び期末手当の改定を行うものである。また、平成 28 年 12 月 2 日に地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 95 号）が公布されたことに伴い、働きながら育児や介護がしやすい環境整備をさらに進めるため、介護休暇の分割制度及び介護時間制度を新設し、育児休業等に係る子の範囲を拡大するほか、所要の改正を行うものである。

藤井寺市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第12条の5第1項中「307,800円以内」を「413,800円を超えない範囲内」に改める。

第25条第2項第1号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
		給料月額							
再 任 用 以 外 の 職 員	1	407,300	361,800	317,700	287,100	261,100	227,900	191,700	141,600
	2	409,700	364,400	319,900	289,300	263,000	229,500	193,500	142,700
	3	412,200	366,900	322,200	291,600	264,800	231,000	195,300	143,900
	4	414,600	369,500	324,400	293,700	266,900	232,600	197,100	145,000
	5	416,500	371,500	326,600	295,700	268,700	234,100	198,700	146,100
	6	418,800	374,000	328,600	298,000	270,600	235,800	200,500	147,200
	7	420,900	376,300	330,800	300,300	272,500	237,300	202,300	148,300
	8	423,100	378,800	333,000	302,500	274,600	238,900	204,100	149,400
	9	425,100	381,300	335,100	304,600	276,700	240,300	205,800	150,500
	10	427,200	384,000	337,300	306,900	278,700	241,800	207,600	151,900
	11	429,300	386,600	339,400	309,100	280,800	243,400	209,400	153,200
	12	431,400	389,300	341,600	311,400	282,800	244,800	211,200	154,500
	13	433,100	391,700	343,500	313,500	284,800	246,300	212,600	155,800
	14	434,900	394,000	345,500	315,600	286,900	247,800	214,400	157,300
	15	436,900	396,200	347,600	317,800	288,900	249,100	216,100	158,800
	16	438,900	398,600	349,600	319,900	290,900	250,500	217,900	160,400

17	440,800	400,400	351,400	322,000	292,900	252,000	219,600	161,700
18	442,600	402,400	353,400	324,000	294,900	253,700	221,300	163,200
19	444,400	404,300	355,200	326,100	297,000	255,400	222,900	164,700
20	446,100	406,100	357,100	328,100	299,000	257,200	224,500	166,200
21	447,900	408,000	359,100	330,000	301,000	258,800	226,000	167,600
22	449,400	409,800	361,000	332,100	303,100	260,600	227,700	170,300
23	450,800	411,600	363,000	334,100	305,100	262,300	229,300	172,900
24	452,300	413,500	364,900	336,200	307,200	264,000	230,900	175,500
25	453,700	415,300	366,900	337,700	309,000	266,000	232,200	178,200
26	455,000	416,800	368,800	339,600	311,100	267,900	233,700	179,900
27	456,300	418,300	370,800	341,500	313,200	269,700	235,100	181,600
28	457,500	419,900	372,800	343,400	315,200	271,500	236,400	183,300
29	458,500	421,500	374,300	345,100	317,100	273,200	237,700	184,800
30	459,200	422,800	376,100	347,000	319,100	275,100	238,900	186,600
31	460,000	424,100	377,900	348,900	321,200	277,000	239,900	188,400
32	460,700	425,300	379,500	350,700	323,300	278,700	241,100	190,100
33	461,400	426,500	381,300	352,600	324,700	280,400	242,400	191,700
34	462,200	427,800	382,700	354,400	326,700	282,300	243,600	193,200
35	462,900	429,100	384,200	356,200	328,600	284,100	244,800	194,700
36	463,500	430,300	385,800	357,900	330,700	286,000	246,100	196,200
37	464,000	431,500	387,200	359,300	332,600	287,600	247,000	197,500
38	464,600	432,300	388,400	360,600	334,500	289,300	248,400	198,800
39	465,200	433,100	389,600	362,000	336,500	291,100	249,800	200,100
40	465,800	433,900	390,700	363,400	338,400	292,900	251,300	201,400
41	466,300	434,500	391,800	364,700	340,300	294,600	252,700	202,700
42	466,800	435,200	393,000	365,600	342,200	296,300	254,100	204,000
43	467,200	435,900	394,200	366,700	344,000	297,900	255,500	205,300
44	467,500	436,600	395,300	367,800	345,900	299,500	256,800	206,600
45	467,800	437,400	396,000	368,600	347,400	301,200	258,000	207,800
46		438,200	396,700	369,500	348,800	302,900	259,300	209,100
47		438,600	397,400	370,400	350,300	304,500	260,700	210,400
48		439,300	398,100	371,300	351,800	306,200	262,000	211,700
49		439,800	398,700	372,200	353,400	307,300	263,300	212,800

50	440,200	399,300	373,000	354,200	308,800	264,400	213,900
51	440,600	399,800	373,800	355,400	310,300	265,700	214,900
52	441,000	400,200	374,600	356,400	311,900	267,000	216,000
53	441,400	400,600	375,300	357,300	313,500	268,000	217,100
54	441,800	400,900	376,000	358,400	315,100	269,100	218,100
55	442,200	401,200	376,700	359,300	316,700	270,400	219,000
56	442,500	401,500	377,400	360,400	318,200	271,700	220,000
57	442,800	401,800	377,900	361,300	319,700	272,800	220,600
58	443,200	402,100	378,500	362,000	320,900	273,800	221,500
59	443,500	402,400	379,100	362,700	322,100	274,800	222,300
60	443,800	402,700	379,800	363,400	323,300	275,900	223,200
61	444,100	403,000	380,200	363,800	324,000	277,100	223,900
62		403,300	380,900	364,400	324,900	278,100	224,900
63		403,600	381,500	365,100	325,700	279,000	225,700
64		403,900	382,100	365,800	326,500	280,000	226,600
65		404,200	382,500	366,100	327,400	280,700	227,300
66		404,500	383,100	366,800	327,800	281,600	228,100
67		404,800	383,700	367,500	328,500	282,300	229,000
68		405,100	384,300	368,200	329,300	283,200	230,100
69		405,300	384,700	368,500	330,100	284,200	230,800
70		405,600	385,200	369,100	330,800	285,000	231,500
71		405,900	385,700	369,800	331,500	285,800	232,100
72		406,200	386,300	370,400	332,200	286,600	232,900
73		406,400	386,600	370,700	332,700	287,400	233,700
74		406,700	387,000	371,300	333,300	287,900	234,400
75		407,000	387,400	372,000	333,800	288,300	235,100
76		407,200	387,800	372,600	334,400	288,800	235,700
77		407,400	388,100	373,000	334,700	288,900	236,400
78		407,700	388,400	373,500	335,200	289,300	237,200
79		408,000	388,700	374,100	335,600	289,500	238,000
80		408,200	389,000	374,600	336,100	289,900	238,700
81		408,400	389,200	375,100	336,500	290,100	239,400
82		408,700	389,500	375,700	337,000	290,300	240,100

83	409,000	389,800	376,200	337,500	290,700	240,800
84	409,200	390,000	376,500	338,000	291,000	241,500
85	409,400	390,200	376,900	338,300	291,300	242,100
86		390,500	377,400	338,700	291,600	242,800
87		390,800	377,800	339,200	291,900	243,500
88		391,000	378,200	339,600	292,300	244,200
89		391,200	378,600	339,900	292,600	244,900
90		391,500	379,100	340,300	293,000	245,400
91		391,800	379,500	340,800	293,300	245,800
92		392,000	379,900	341,200	293,700	246,300
93		392,200	380,200	341,400	293,800	246,600
94		392,500	380,700	341,800	294,000	
95		392,800	381,100	342,300	294,400	
96		393,000	381,500	342,700	294,800	
97		393,200	381,800	342,800	295,000	
98			382,300	343,300	295,300	
99			382,700	343,700	295,700	
100			383,100	344,000	296,100	
101			383,400	344,300	296,300	
102			383,900	344,700	296,600	
103			384,300	345,100	297,000	
104			384,700	345,500	297,300	
105			385,000	346,000	297,500	
106				346,400	297,800	
107				346,800	298,200	
108				347,200	298,500	
109				347,700	298,700	
110				348,100	299,100	
111				348,400	299,500	
112				348,700	299,800	
113				349,200	299,900	
114				349,600	300,200	
115				349,900	300,500	

	116						350,200	300,900	
	117						350,700	301,100	
	118						351,100	301,300	
	119						351,400	301,600	
	120						351,700	301,900	
	121						352,200	302,300	
	122						352,600	302,500	
	123						352,900	302,800	
	124						353,200	303,100	
	125						353,700	303,400	
再任用職員		388,700	355,600	313,900	288,500	273,400	254,000	214,000	186,500

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第28条に規定する職員を除く。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の等級 号給	特1等級	1等級	2等級
		給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	470,600	395,500	245,200
	2	472,900	398,400	247,700
	3	475,100	401,300	250,200
	4	477,400	404,100	252,700
	5	479,700	406,800	255,000
	6	481,900	409,500	258,800
	7	484,100	412,300	262,600
	8	486,300	415,000	266,400
	9	488,300	417,500	270,000

10	490,400	420,200	274,000
11	492,500	422,900	278,000
12	494,600	425,600	282,000
13	496,700	428,000	285,800
14	498,800	430,500	289,800
15	500,900	432,900	293,700
16	503,000	435,400	297,600
17	505,100	437,600	301,400
18	507,100	440,000	305,000
19	509,100	442,400	308,500
20	511,100	444,800	312,100
21	512,900	446,600	315,700
22	514,700	449,000	319,400
23	516,600	451,400	322,900
24	518,500	453,700	326,400
25	520,200	455,800	329,900
26	522,000	458,100	332,700
27	523,800	460,300	335,300
28	525,600	462,600	337,900
29	527,400	464,800	342,100
30	529,200	467,100	345,400
31	531,000	469,400	348,500
32	532,800	471,600	351,600
33	534,400	473,600	354,500
34	536,200	475,700	357,400
35	537,900	477,800	360,500
36	539,700	479,900	363,700
37	541,300	482,000	366,700
38	542,900	483,800	370,300
39	544,300	485,600	373,500
40	545,900	487,400	377,200
41	547,400	489,100	380,800
42	548,800	490,900	383,500

43	550,200	492,700	386,300
44	551,500	494,500	389,000
45	552,700	496,100	391,900
46	553,700	497,800	394,500
47	554,700	499,600	397,100
48	555,700	501,400	399,500
49	556,700	503,000	401,800
50	557,600	504,300	404,100
51	558,500	505,600	406,400
52	559,400	506,900	408,700
53	560,200	508,100	411,000
54	561,100	509,400	413,100
55	562,000	510,700	415,100
56	562,900	512,000	417,200
57	563,800	513,000	419,300
58	564,700	513,800	421,200
59	565,600	514,600	423,200
60	566,300	515,400	425,200
61	567,200	516,300	427,200
62	568,100	517,100	429,200
63	569,000	518,000	431,200
64	569,900	518,800	433,200
65	570,800	519,700	435,100
66		520,600	436,900
67		521,300	438,600
68		522,200	440,400
69		523,100	442,300
70		523,900	444,100
71		524,800	445,900
72		525,700	447,600
73		526,500	449,400
74		527,400	451,100
75		528,300	452,900

76	529,000	454,700
77	529,800	456,600
78	530,700	457,800
79	531,600	459,000
80	532,500	460,200
81	533,300	461,400
82	534,200	462,400
83	535,100	463,400
84	536,000	464,400
85	536,800	465,200
86	537,700	465,900
87	538,600	466,600
88	539,500	467,300
89	540,300	468,000
90		468,700
91		469,400
92		470,100
93		470,500
94		471,200
95		471,900
96		472,600
97		473,000
98		473,600
99		474,300
100		475,000
101		475,400
102		476,000
103		476,600
104		477,100
105		477,700
106		478,200
107		478,700
108		479,200

	109			479,600
	110			480,200
	111			480,600
	112			481,100
	113			481,600
	114			482,200
	115			482,800
	116			483,200
	117			483,700
	118			484,300
	119			484,900
	120			485,500
	121			486,000
再任用職員		465,200	392,200	337,800

備考 この表は、病院に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職 員 の 区 分	職務の 等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 以 外 の 職 員	1	325,500	266,300	219,800	151,900
	2	327,500	268,100	221,400	153,700
	3	329,700	269,900	223,000	155,400
	4	331,900	271,700	224,600	157,100
	5	333,900	273,500	226,000	158,800
	6	336,100	275,300	227,600	160,500
	7	338,200	277,100	229,100	162,200
	8	340,400	278,800	230,700	164,000
	9	342,300	280,600	232,000	165,500
	10	344,400	282,500	233,500	167,400
	11	346,600	284,400	234,900	169,400
	12	348,700	286,200	236,100	171,300

13	350,300	288,200	237,800	173,200
14	352,300	290,000	239,200	175,100
15	354,200	291,800	240,400	176,900
16	356,200	293,700	241,800	178,800
17	358,100	295,400	242,900	184,400
18	360,100	297,100	244,100	186,000
19	362,100	298,900	245,300	187,600
20	364,100	300,700	246,500	189,200
21	365,900	302,200	247,900	190,700
22	367,900	303,900	248,900	192,300
23	370,000	305,500	249,900	193,900
24	372,100	307,100	251,000	195,400
25	373,500	308,900	252,200	197,000
26	375,300	310,600	253,600	198,700
27	377,100	312,200	255,000	200,300
28	378,800	313,900	256,500	202,000
29	380,600	315,000	257,900	203,600
30	382,100	316,400	259,600	205,200
31	383,700	317,900	261,300	206,800
32	385,400	319,500	262,900	208,400
33	386,700	320,900	264,400	209,900
34	388,000	322,200	266,200	211,500
35	389,300	323,400	267,900	213,200
36	390,500	324,700	269,600	214,900
37	391,600	325,800	271,100	216,200
38	392,800	326,800	272,800	217,700
39	393,900	327,900	274,500	219,100
40	395,000	328,900	276,100	220,600
41	395,800	335,000	277,800	222,000
42	396,600	336,800	279,400	223,400
43	397,400	338,500	281,100	224,700
44	398,200	340,300	282,800	226,000
45	398,600	342,000	284,300	227,400

46	399,200	343,800	286,000	228,800
47	399,700	345,700	287,700	230,300
48	400,100	347,500	289,300	231,700
49	400,500	349,300	290,700	233,000
50	400,800	351,000	292,300	234,300
51	401,100	352,600	293,700	235,300
52	401,400	354,300	295,300	236,600
53	401,700	355,500	296,700	238,000
54	402,000	356,600	298,200	239,300
55	402,300	357,800	299,600	240,400
56	402,600	359,000	301,100	241,700
57	402,900	360,200	302,300	243,000
58	403,200	361,000	303,500	244,200
59	403,500	362,200	304,700	245,400
60	403,900	363,300	306,100	246,500
61	404,100	364,300	307,400	247,600
62	404,400	365,300	308,600	249,000
63	404,700	366,300	309,900	250,500
64	405,000	367,300	311,100	251,900
65	405,200	368,100	312,500	253,500
66		368,900	313,300	254,900
67		369,800	314,100	256,300
68		370,700	314,900	257,600
69		371,200	315,500	258,700
70		372,000	316,200	260,100
71		372,800	316,900	261,500
72		373,600	317,500	262,800
73		374,000	318,200	263,800
74		374,700	318,400	265,100
75		375,400	319,000	266,400
76		376,100	319,600	267,700
77		376,500	320,200	268,600
78		377,100	320,700	269,800

79	377,800	321,200	271,100
80	378,400	343,400	272,400
81	378,800	343,700	273,400
82	379,300	344,000	274,500
83	379,800	344,400	275,500
84	380,300	344,700	276,600
85	380,900	345,200	277,700
86	381,400	345,500	278,700
87	382,000	345,800	279,800
88	382,600	346,100	280,900
89	383,100	346,500	281,700
90	383,600	346,800	282,400
91	384,100	347,200	282,900
92	384,600	347,500	283,700
93	384,900	347,900	284,500
94	385,400	348,200	285,100
95	385,800	348,500	285,700
96	386,200	348,800	286,300
97	386,600	349,100	287,000
98		349,500	287,500
99		349,900	287,900
100		350,300	288,300
101		350,800	288,500
102		351,200	288,700
103		351,600	288,900
104		352,000	289,100
105		352,500	289,500
106		352,900	289,700
107		353,300	289,900
108		353,700	290,100
109		354,200	290,500
110		354,600	290,700
111		355,000	290,900

	112			355,400	291,200
	113			355,900	291,600
	114				291,900
	115				292,100
	116				292,400
	117				292,700
	118				292,900
	119				293,100
	120				293,400
	121				293,700
再任用職員		322,000	281,300	256,100	214,500

備考 この表は、病院等に勤務する薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他職員で規則に定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の等級 号給	特1等級	1等級	2等級	3等級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	328,800	284,100	236,000	160,100
	2	330,900	285,900	237,800	161,500
	3	333,000	287,700	239,600	163,000
	4	335,200	289,600	241,400	164,400
	5	337,300	291,400	242,800	165,900
	6	339,400	293,200	244,100	167,400
	7	341,600	295,100	245,300	168,900
	8	343,700	296,900	246,600	170,400
	9	345,300	298,800	247,700	171,700
	10	347,300	300,700	248,800	173,400

11	349,200	302,500	249,700	175,000
12	351,200	304,400	250,600	176,600
13	353,200	306,100	251,900	178,100
14	355,300	307,700	253,000	180,100
15	357,400	309,500	253,800	182,100
16	359,400	311,300	254,800	184,100
17	361,400	313,100	255,600	187,600
18	363,400	314,700	256,500	189,700
19	365,500	316,400	257,500	191,800
20	367,600	318,100	258,400	193,800
21	369,300	319,600	259,300	195,900
22	371,400	321,100	260,300	198,200
23	373,500	322,700	261,200	200,500
24	375,500	324,200	262,200	202,800
25	377,500	325,800	263,400	205,200
26	379,100	327,200	264,700	206,600
27	381,000	328,700	265,900	208,000
28	382,900	330,300	267,200	209,400
29	384,700	331,600	268,400	210,800
30	386,400	333,100	269,900	212,300
31	388,300	334,500	271,500	213,800
32	390,100	336,000	272,900	215,000
33	391,800	337,600	274,500	216,400
34	393,500	339,100	276,000	217,900
35	395,300	340,700	277,300	219,400
36	397,000	342,200	278,600	220,900
37	398,600	343,900	280,200	222,300
38	400,300	345,500	281,600	224,000
39	402,100	347,000	283,100	225,700
40	403,900	348,600	284,500	227,400
41	405,400	349,800	286,100	228,800
42	406,900	351,300	287,600	230,500
43	408,400	352,800	289,100	232,200

44	409,700	354,200	290,700	233,900
45	410,800	355,800	292,000	235,500
46	411,900	356,800	293,400	236,900
47	413,000	358,300	294,900	238,200
48	414,200	359,600	296,400	239,300
49	415,500	361,000	297,700	240,600
50	416,600	362,400	299,000	241,700
51	417,800	363,700	300,300	242,600
52	418,900	365,100	301,700	243,700
53	420,100	366,600	303,200	244,800
54	421,100	367,800	304,500	245,900
55	422,200	368,900	305,900	246,800
56	423,300	370,100	307,300	247,900
57	424,400	371,200	308,300	248,600
58	424,900	372,100	309,500	249,500
59	425,500	373,100	310,700	250,400
60	425,900	374,100	312,100	251,300
61	426,500	374,700	313,200	252,100
62	427,000	375,500	314,500	253,100
63	427,400	376,300	315,800	254,000
64	427,900	377,100	317,000	255,000
65	428,500	377,800	318,300	256,000
66	428,900	378,500	319,600	257,200
67	429,200	379,300	320,900	258,400
68	429,500	380,000	322,200	259,600
69	429,900	380,600	322,900	260,700
70		381,200	324,000	262,200
71		381,900	325,100	263,600
72		382,500	326,000	265,000
73		383,200	327,300	266,600
74		383,700	328,000	268,200
75		384,300	329,100	269,700
76		384,800	330,300	271,200

77	385,200	331,400	272,600
78	385,800	332,600	274,100
79	386,300	333,700	275,600
80	386,600	334,900	276,900
81	386,900	336,000	278,500
82	387,400	337,100	280,000
83	387,800	338,100	281,500
84	388,100	339,200	283,000
85	388,400	340,100	284,100
86	388,900	341,100	285,600
87	389,400	342,000	287,100
88	389,800	343,000	288,500
89	390,100	344,000	289,700
90	390,500	344,800	291,100
91	391,000	345,600	292,400
92	391,400	346,400	293,700
93	391,800	347,000	295,200
94		347,600	296,500
95		348,300	297,700
96		348,900	299,000
97		349,300	299,700
98		349,700	300,900
99		350,200	302,000
100		350,600	303,200
101		351,100	304,300
102		351,500	305,500
103		352,000	306,700
104		352,400	307,800
105		352,700	309,100
106		353,200	310,300
107		353,600	311,500
108		353,900	312,700
109		354,400	313,500

110	354,900	314,200
111	355,400	314,900
112	355,900	315,500
113	356,400	316,200
114	356,900	316,500
115	357,400	317,100
116	357,800	317,800
117	358,200	318,200
118	358,600	318,800
119	359,100	319,400
120	359,600	320,000
121	360,000	320,400
122	360,500	320,900
123	361,000	321,400
124	361,500	321,900
125	361,800	322,300
126		322,700
127		323,000
128		323,300
129		323,700
130		324,100
131		324,500
132		324,800
133		325,000
134		325,300
135		325,700
136		325,900
137		326,100
138		326,400
139		326,700
140		327,000
141		327,200
142		327,500

	143				327,900
	144				328,100
	145				328,200
	146				328,500
	147				328,900
	148				329,100
	149				329,400
	150				329,800
	151				330,200
	152				330,600
	153				330,900
再任用職員		325,400	288,300	261,800	254,600

備考 この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第3中「臨床放射線技師」を「臨床検査技師」に改める。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「22歳」を「満22歳」に改め、「及び孫」を削り、同項第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

第14条第2項に次の1号を加える。

- (6) 重度心身障害者

第14条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行特1等級職員等」という。）に

あつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第15条第1項中「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第2号中「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた」に、「これらの」を「その」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行特1等級職員等が行特1等級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行特1等級職員等以外のものが行特1等級職員等となった場合
- (5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第25条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項

第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和41年藤井寺市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「の子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。))」を加え、同条第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。))」を「要介護者」に改め、「第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」の次に「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下同じ。))」を加え、「あるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。))が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員(ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。))が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、

当該子を養育」とあるのは、「第13条の2第1項に規定する要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第10条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第13条の2第1項中「職員が」の次に「要介護者（を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。）」を、「ため、」の次に「任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項中「規則で定めるもの」を「指定期間内において必要と認められる期間」に改める。

第13条の3（見出しを含む。）中「及び介護休暇」を、「、介護休暇及び介護時間」に改め、同条を第13条の4とし、第13条の2の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第13条の3 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間については、一般職の職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

第4条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項及び第4項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削る。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年藤井寺市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「扶養手当の支給については」を「前項の扶養親族とは」に、「扶養親族とする」を「いう」に改め、同項第2号中「22歳」を「満22歳」に

改め、「及び孫」を削り、同項第3号から第5号までを次のように改める。

- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

第6条第2項に次の1号を加える。

- (6) 重度心身障害者

第16条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第6条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和54年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「附則第4項」を「附則第5項」に改める。

第14条第2項中「1歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年藤井寺市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (3) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
- (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

- (イ) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (ロ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、

更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

例) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。))

(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の2を第2条の4とし、第2条の次に次の2条を加える。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第2項に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の1歳到達日

(2) 非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条において「地方等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が1歳

2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項及び第2項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合
第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
- (5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第3条中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第3条に次の2号を加える。

- (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること。
- (8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第8条及び第9条を次のように改める。

（部分休業をすることができない職員）

第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）とする。

- (1) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員
(部分休業の承認)

第9条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和41年藤井寺市条例第19号。以下「勤務時間条例」という。）第7条に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第13条の3第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付する。

第11条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付する。

第8条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年藤井寺市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「371, 000」を「372, 000」に、「419, 000」を「420, 000」に改める。

第8条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第10条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条、第5条（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「企業職員条例」という。）第16条に1項を加える改正規定に限る。）、第6条（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例第14条に1項を加える改正規定に限る。）及び第7条の規定並びに附則第6項の規定 平成29年1月1日

(2) 第2条、第4条、第5条（企業職員条例第6条の改正規定に限る。）、第8条及び第10条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定 平成29年4月1日

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「第1条改正後給与条例」という。）第12条の5、別表第1及び別表第2の規定並びに第9条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「第9条改正後任期付職員条例」という。）第7条の規定 平成28年4月1日

(2) 第1条改正後給与条例第25条の規定及び第9条改正後任期付職員条例第8条の規定 平成28年12月1日

(給与の内払)

3 第1条改正後給与条例又は第9条改正後任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第8号。以下この項において「平成27年改正条例」という。）附則第4項から第6項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第9条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ第1条改正後給与条例の規定による給与

(平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を含む。)又は第9条改正後任期付職員条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第4項から第6項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下この項及び次項において「第2条改正後給与条例」という。)第15条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。))については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行特1等級職員等」という。))にあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。))については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については1人につき8,000円(職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。))については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)」と、同項中

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」

とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合

を除く。)

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第5号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第3号中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「第14条第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とする。

（平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

5 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条改正後給与条例第15条第3項第3号及び第4号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が特1等級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行特1等級職員等」という。）」

にあつては、3, 500円)、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第5号」とする。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 第3条の規定による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第13条の3の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項において「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第13条の2第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(規則への委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。